

令和7年9月16日

橋本市議会議長
田中 博晃 様

文教厚生建設委員会
委員長 板橋 真弓

委員会審査報告書

本委員会に付託の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

1. 議件

- 議案第10号 橋本市立文教施設利用に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第16号 市道路線の認定について

2. 審査の結果

別紙、委員長報告書のとおり、議案第10号及び議案第16号はいずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

委 員 長 報 告 書

さる 9月 11 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第10号 橋本市立文教施設利用に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第16号 市道路線の認定について

を審査するため、9月 16 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 10 号は、令和 3 年度に文教施設等の使用料の減免対象を見直した際に定めた激変緩和措置の適用期間について、令和 8 年 9 月 30 日までとしていたものを、令和 10 年 9 月 30 日までの 2 年間延長するものです。

委員から、激変緩和措置で設定している料金の算定根拠について ただしがあり、激変緩和措置を設けた目的は、使用料の減免を受けられなくなった社会教育関係団体や公民館登録サークルに対して、通常の使用料を求めた場合、急激な負担増加となり、活動を継続できなくなることを避けるため、令和 3 年度の改正の際に各団体や関係者と協議を行って決定した との答弁がありました。

コロナ禍以降の社会情勢や市民の経済情勢の変化などを勘案して使用料を検討すべきではないか とのただしがあり、使用料・手数料等に関する基本方針において、施設維持管理に係る経費から算出した原価と受益者負担割合を考慮し、適正な使用料を算出していく との答弁がありました。

今後の使用料見直しのスケジュールについて ただしがあり、各施設の原価を算出し、令和 8 年に使用料改正の暫定案を策定する。その後、暫定案に係る協議や周知等を経て、令和 10 年 3 月に条例改正案を議会に提出する予定である との答弁がありました。

議案第 16 号は、株式会社幸福建設および株式会社みますホームが宅地造成工事に伴い設置した道路を伏原 76 号線、77 号線、78 号線として、また、丸石木材住宅株式会社が宅地造成工事に伴い設置した道路を小林 2 号線として、新たに市道認定するものである。

委員から、伏原 76 号線の一部は平成 9 年に設置された道路であるが、この段階で市道認定するに至った理由について ただしがあり、設置当時は通り抜けができない道路のため認定外であったが、周辺の工場の解体および宅地造成工事に伴い通り抜け可能になったことから、市道路線の認定に至ったとの答弁がありました。

伏原 76 号線の道路の状態や補修等の必要性について ただしがあり、現在は特に問題ないが、今後道路の状態が悪化すれば市で修繕する との答弁がありました。